

「知の拠点」整備構想検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福知山公立大学と京都工芸繊維大学福知山キャンパスを核とした人材育成、産業振興並びに生涯学習等の拠点化を図るための「知の拠点」整備構想を策定するにあたり、必要な意見を聴取するため、「知の拠点」整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 委員会は、次の事項について意見、助言及び提言を行うものとする。

- (1) 福知山公立大学と京都工芸繊維大学の連携強化並びに両大学の教育研究の充実に関すること。
- (2) キャンパスの整備計画に関すること。
- (3) 財政シミュレーションに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、市長が必要に応じ、これを招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。

(委員長及び委員長職務代理)

第6条 委員会に委員長及び委員長職務代理（以下「職務代理」という。）各1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、職務代理は委員長の指名をもって選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、市長公室大学政策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。